

令和6年度銃器対策推進状況の概要

令和7年7月10日

銃器対策推進会議

(令和6年中における銃器情勢)

【警察庁・海上保安庁調べ】

	令和6年	令和5年	増 減
銃器発砲事件数	3件	9件	－6件
うち暴力団等	2件	3件	－1件
銃器発砲事件による死傷者数	3人	10人	－7人
拳銃の押収丁数	394丁	349丁	＋45丁
うち暴力団	24丁	29丁	－5丁

1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

- 装備資機材、巡視船艇・航空機、X線検査装置、監視カメラ等の整備・充実を図った。〔警察・財務・海保〕
- 無操縦者航空機等による24時間365日の海上における監視取締体制の整備を図った。〔海保〕
- 取締関係機関の連携の緊密化を図り、各種連絡協議会等を開催して情報交換を行ったほか、密輸入事犯の取締りを想定した合同訓練等を実施した。〔警察・法務・入管・財務・海保〕

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

- 銃器を使用した犯罪の検挙の徹底を図り、令和6年中、銃器使用事犯を21件検挙した。〔警察〕
- 全国の検察官が出席する会同・会議において、改正銃刀法の罰則等に関する情報を共有し、適切な処分及び科刑の実現に努めた。〔法務〕

3 水際対策の的確な推進

- 船舶・航空機の旅客、輸入貨物等に関する情報による検査対象の絞り込み、取締・検査機器の有効活用等により、入国旅客等の携帯品、輸入貨物、郵便物に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。〔財務〕
- 2025年日本国際博覧会等を見据え、関係機関との合同訓練を開催するなど、連携強化を図った。〔警察・財務・海保〕
- 関係機関と連携して実施したものを含め、2,871隻の外国船舶に対して立入検査を実施した。〔海保〕

4 国内に潜在する銃器の摘発等

- 違法銃器に関する情報の一元的管理や都道府県警察間における積極的な合同・共同捜査を推進し、令和6年中、拳銃394丁を押収し、そのうち暴力団から24丁を押収した。〔警察〕
- ローン・オフエンダー等によるテロ等重大事案の未然防止に向けた情報収集及び分析活動を強化し、情報の危険度に応じた的確な措置を講じるため、警備部門に司令塔機能を担う体制を構築し、情報の一元的な集約及び危険度評価を行い、危険度に応じて関係部門が対策を講じる新たな業務モデルを策定した。〔警察〕
- 銃刀法の改正を受け、インターネット・ホットラインセンター等において、運用ガイドラインを改定し、「拳銃等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為」について違法情報と位置付けるなど、インターネット上の違法銃器に関する対策を強化した。〔警察〕
- 猟銃等所持許可申請に当たっての厳格な調査及び審査を実施するとともに、すでに許可を受けている者については、検査等の機会における面接結果や許可された銃ごとの使用実績の確認結果等を踏まえ、的確に行政処分を行うことにより不適格者や不要な銃の排除等を推進した。〔警察〕

5 国際協力の推進

- 武器貿易条約（ATT）について、アジア太平洋諸国にATTの締結を働きかけた（令和7年3月末現在、締約国数は116か国・地域）。〔外務〕
- 銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換の促進に努めたほか、二国間税関相互支援協定の締結等による情報交換等に関する協力枠組みの構築を推進した（令和7年3月末現在、同枠組みを構築した国・地域は41か国・地域）。〔財務〕

6 国民の理解と協力の確保

- ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体を活用して、最近の銃器情勢や各種情報受付窓口を周知等することにより、銃器に関する情報提供を広く呼びかけた。〔警察・財務・海保〕